

## 信和保育園の登園許可証が必要な病気 (学校感染症一覧 ※R5.5.8施行)

	考え方	感染症の種類	登園までの基準
第一種	感染症法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）。	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、ラッサ熱、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ…等	治癒するまで。 <b>※国や地域に重大な影響を及ぼす感染症です。世界や国家レベルの対策が行われます。</b>
第二種	空気感染または、飛沫感染乳幼児などへの罹患がする感染症が多く、保育園において流行を広げる可能性が高いもの。	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬治療法による治療が終了するまで。
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで。 <b>※強力な感染力。早産死産のリスクが高まります。</b>
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで。 <b>※麻疹より症状は軽度ですが妊娠中の場合、胎児の目・耳・心臓などに先天性の障がいが発生させるリスクが高い病気です。感染力も強力です。</b>
		水痘	すべての発しんがかさぶたになるまで。
		咽頭結膜炎（プール熱、アデノウイルス）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
		結核	症状により園医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により園医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。		
第三種等	保育活動を通じ流行を広げる可能性があるもの。	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により園医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
	<b>条件によって登園停止が考えられるもの。</b>	溶連菌感染症、 <b>手足口病、伝染性紅斑</b> 、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、ウイルス性胃腸炎（ノ、咳）。 <b>RSウイルス感染症、とびひ</b>	保育園内で重大な流行が起こった時に園長が緊急的に措置を取ることが出来るもの。 <b>※緑字は食事が摂れないなどの症状で登園を控えていただくもの。要申告、登園許可証は不要。</b>